

財団法人 樫山奨学財団

平成18年度大学院奨学生(外国人留学生)募集要項

1. 趣 旨

この奨学金は、我が国の大学に海外諸国から来日している私費留学生のうち、学業、人物とも優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とするものです。

2. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア・太平洋地域諸国から日本に修学または研究のため来日し、大学院に在学する私費留学生。
- (2) 大学院課程在籍者（修士課程1年次または博士課程2年次）
- (3) 原則として応募日現在修士課程は満30歳未満、博士課程は35歳未満の者。
- (4) 他の機関から奨学金を受けていない者。
- (5) 国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者。

3. 奨学生の採用人員

大学院生 各 道 格 者 1 名

4. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与月額 100,000円
- (2) 給与期間 原則として2年以内とする。
- (3) 交付方法 隔月の例会（学業や生活状況の報告）で2ヶ月分を合わせ手交する。
初回奨学金のみ7月に4ヶ月分（4.5.6.7月）を合わせ手交する。

5. 応募方法

応募者は次の書類を作成し、在学する大学を経て提出すること。

- ①推薦調書（親展書による）※
- ②奨学生願書 ※
- ③履歴書（写真貼付）※
- ④身上調書 ※ ⑤研究計画書 ※
- ⑥成績証明書（前年度分が母国の証明書の場合は、それぞれの学科成績の隣または別紙にABCあるいは優良可といった解説（コメント）を付ける）
- ⑦在学証明書
- ⑧写真（縦4.5cm×横3.5cm 履歴書貼付の外1枚）

（※印は財団所定用紙）

6. 提出期限

~~平成18年5月15日(月)~~ (財団必着) *各専攻事務室に問い合わせ*

7. 決定及び通知

本財団選考委員会が書類選考し(但し、必要により面接を行う場合もある)、理事長が決定する。採否結果は書面により6月初旬に在学学長を経て本人に通知する。

8. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業または性行などの状況により指導上必要があると認められたとき。
- (3) 傷病、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 2ヶ月以上音信がないとき。

9. 奨学生の義務

- (1) 奨学金は給与ですから返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に、報告書等を理事長あて提出しなければならない。
- (3) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (4) 本財団の奨学金給与規程その他の規定を守り、本財団および大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくすること。
- (5) 採用となった奨学生は、6月末に東京で行われる「新入生歓迎イベント」には必ず出席しなければならない。
- (6) 奨学生は、本財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事には出席しなければならない。

10. 提出及び問い合わせ先

~~〒103-8239~~ 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

~~株式会社・オールド・樫山内~~
~~財団法人・樫山奨学財団・事務局~~

各専攻事務室

~~TEL 03-3272-2336 (ダイヤル)~~